

令和4年2月7日
世田谷保健所生活保健課

人と動物との共生推進ボランティア事業について

1 主旨

動物の保護及び譲渡等への支援、区と協働して地域活動を行うボランティアを支援することを目的として、ボランティアの登録及び助成金の交付を行う事業を以下のように実施するので、報告する。

2 事業実施の背景と今後の区の取り組み

区では、飼い主が健康上の理由等によりペットの飼育が困難となる場合や、多頭飼育による生活環境の崩壊、飼い主のいない猫への無秩序な餌やりなど、人と動物をめぐる問題に対して、区内関係所管、獣医師会や動物保護施設、ボランティアの方々等と連携しながら対応している。

このうち、ボランティアについては主に寄附や募金を活動費用にあてており、新型コロナウイルス感染症の影響も加わり、継続的な活動が大変困難な状況にある。

これらを踏まえ、動物関係の諸問題に区と協働して取り組むボランティアに対して以下のとおり支援を行う。

3 事業の概要

(1) 事業名

世田谷区人と動物との共生推進事業

(2) 事業の流れ

- ①申請者は、区に申請書を提出し、申請者が要件を満たす場合に、ボランティアとして登録する。
- ②区に登録されたボランティアは、飼育が困難な場合や、多頭飼育による生活環境の崩壊、飼い主のいない猫への無秩序な餌やりなど、人と動物をめぐる問題に対し、状況の改善を図る活動を行う。
- ③区は、登録済ボランティアが提出する4半期ごとの活動実績報告書を精査し、助成金を交付する。

(3) 事業開始

令和4年6月（予定）

(4) その他

本事業は、犬と猫に関連する活動を対象とする。

4 ボランティアの区分

助成金を交付するボランティアの活動内容は、以下の区分とする。

(1) 譲渡ボランティア

保護又は譲渡が必要な動物を飼養施設に収容し、給餌、しつけ、必要に応じて治療等を行いながら、新たな飼い主に譲渡し、その後も適正飼育のための必要な知識の普及や、相談に応じる活動を行う。

(2) 一時保護ボランティア

保護又は譲渡が必要な動物を、自ら管理する飼養施設で一時的に預かり、給餌その他必要な行為を行いながら、一定の期間保護する活動を行う。

(3) 捕獲・運搬支援ボランティア

保護又は譲渡が必要な動物を飼い主から引き取るために、家屋における動物の捕獲、及び当該家屋から飼養施設等動物の引き取り先への運搬を行う。

(4) 地域猫活動支援ボランティア

地域猫活動を検討している区民からの相談に応じるほか、活動の進め方や捕獲機の使用方法について助言するなど、地域猫活動の支援を行う。地域猫活動支援ボランティアについては、令和4年度に世田谷区人と動物との共生推進のための連携協議会において効果的な事業展開を検討し、令和5年度より事業を開始する。

5 令和4年度予算案

(1) 歳出

2, 000 千円

内訳	・ 譲渡ボランティア	1, 500 千円 (想定 100 件)
	・ 一時保護ボランティア	250 千円 (想定 50 件)
	・ 捕獲・運搬支援ボランティア	250 千円 (想定 50 件)

(2) 歳入

2, 000 千円

※ 全額特定財源 東京都医療保健政策区市町村包括補助事業

6 今後のスケジュール (予定)

令和4年4月 区広報板、区ホームページ、ツイッター等にて周知
各出張所、各まちづくりセンター、獣医師会及び区内全動物病院、
動物取扱事業者等に説明会案内を配布・周知

5月 区のおしらせ (5月1日号)、事業説明会

6月 事業開始

別紙

人と動物との共生推進ボランティア 助成額一覧

ボランティアの区分	活動内容	助成単価
譲渡ボランティア	動物を施設に収容するなどして、その間に食事の世話や、しつけをしながら新たな飼い主を探して譲渡する。	1 件あたり 15,000 円
一時保護ボランティア	動物を自分の管理する施設で一時的に預かり、食事を与えるなど必要な行為を行いながら一定の期間保護する。	1 件あたり 5,000 円
捕獲・運搬支援ボランティア	動物を飼い主から引き取るために捕獲し、捕獲した場所から一時的に預かる施設や動物病院に運搬する。	1 件あたり 5,000 円
地域猫活動支援ボランティア	地域猫活動を検討している区民からの相談に応じるほか、活動の進め方や捕獲機の使用方法について助言するなど、地域猫活動の支援を行う。 ※令和5年度実施予定。	—